



単身向け住宅の申込資格

※世帯向け住宅に申込みをされる方は12～13ページをご覧ください。

すべての申込資格は**6月1日**現在が基準となります。(なお、申込者が入居までに申込資格を喪失した場合は、失格となります。)

県営住宅は、低額所得者や、高齢者、障害者など、住宅に困っている方のために建てられたものです。以下の申込資格をよく読んで、申込資格を有しているかを確認してください。

福島復興再生特別措置法に伴う避難指示区域の居住制限者、子ども被災者支援法に基づく支援対象避難者、県内応急仮設住宅入居者については、応募資格が一部緩和される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

共通の資格

以下の条件をすべて満たす必要があります。

①申込者は成人であること。

②戸籍上配偶者がいないこと。

※正式に離婚が成立していない場合でも、認められることがありますので、応募される前にご相談下さい。

③現在、次の1～6のいずれかに該当する住宅困窮理由^{こんきゅう}があること。

- 1 他の世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。(親子等との同居は除く。)
- 2 住宅がせまい。(居住部分が一人あたり4畳以下)
- 3 住宅用でない建物に住んでいる。
- 4 家賃が高い。(居住部分が一畳あたり3,000円以上)
- 5 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立退き要求を受けている。
- 6 通勤に片道2時間以上かかる。(各交通機関の標準所要時間を用い、乗り換え時間は10分として計算します。)

※すでに県営住宅へ入居されている方は、上記2・4・6のいずれかの住宅困窮理由があること。

※居住部分とは、主な和室、洋室とし、DKとLDK、台所、便所、浴室、洗面所などは除きます。

④10ページの入居収入基準(月収額)内であること。

(月収額の算出方法は、54～61ページを参照してください。)

⑤個人の都道府県民税及び市区町村民税を滞納していないこと。

⑥県営住宅の家賃を滞納していないこと。

⑦申込者が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

※なお、身体上または精神上の障害から常時の介護を必要とする方も、必要な介護が受けられる場合は申込資格がありますので、詳しくはご相談ください。

特定の資格 共通の資格の他に以下の条件を満たす必要があります。	入居者の 決定方法	ページ数
高齢単身者向住宅 60 歳以上の方。		42~43
一般単身者向住宅 次のア~ケのいずれかにあてはまること。 ア 60 歳以上の方。 イ 身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級までの障害のある方。 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が 1 級から 3 級の方、並びに A 1・A 2・B 1・B 2 の判定を受けた知的障害のある方。(精神に障害のある方で 1 級から 3 級の国民年金、厚生年金、又は共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障害のある方でこれと同等の証書を交付されている方を含みます。) エ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症の方と表ノ 3 の第 1 款症の障害のある方。 オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。 カ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等。 キ 生活保護を現に受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方。 ク 中国残留邦人等の永住帰国者であって、本邦に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない方で、厚生労働省社会援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する方。永住帰国者には配偶者及び二世等は含みません。 ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者の方又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で次のいずれかに当てはまる方。 ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条第 3 項第 3 号による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から 5 年を経過していない方。 ② 加害者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから 5 年以内の方。 ③ 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から 5 年を経過していない方。 ④ 女性相談支援センター等から配偶者等からの暴力の被害を理由として保護を受けていることの証明書の発行を受けている方。 ⑤ 配偶者暴力相談支援センター等から配偶者等からの暴力の被害を理由として保護を受けていることの確認書の発行を受けている方。	抽選	44~46
一般単身者向住宅 (特定の資格なし) この住宅は 共通の資格 を満たせば応募することができます。		47~48

※単身向け住宅の優遇制度は、次の(38)ページをご覧ください。



優遇制度 単身者向住宅のあき家

※世帯向け住宅に申込みをされる方は14~15ページをご覧ください。

◎抽選の当選率の優遇扱い

落選優遇〔優遇のつかない方を1とした場合、当選率を3倍（抽選番号：3個）とする。〕

定期募集に過去 **5回**（5年11月、6年5月、6年11月、7年5月、7年11月）**連続**して**抽選**により**落選**している方。

選考対象住宅に申込み、落選した方は落選回数には含まれません。また、申込者は同一人に限ります。

落選優遇が受けられるかどうか、よく確かめてください。

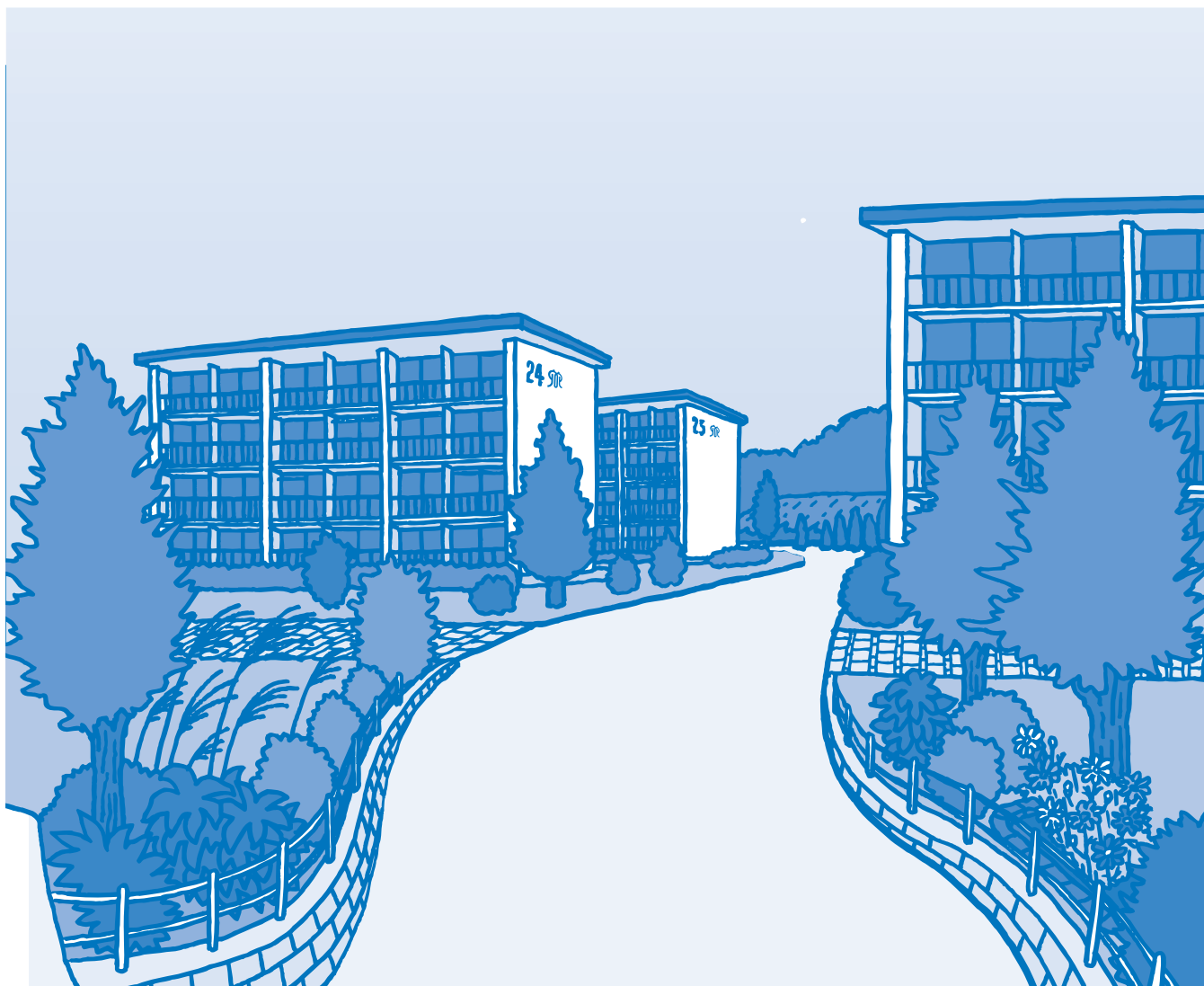
優遇項目に該当しないのに優遇で申込まれますと、当選しても入居資格審査の結果、**失格**となりますのでご注意ください。

申込記入欄

該当する方は申込書の「9 落選優遇」に○をしてください。○をつけないと優遇の扱いは受けられません。

単身の方 ¹⁸	① 高齢者	② 身体障害級	③ 精神・知的障害級	④ D V	⑤ 生保	⑥ 海外引揚者	⑦ その他	⑨ <small>あき家のみ</small> 落選優遇
--------------------	-------	---------	------------	-------	------	---------	-------	-----------------------------

※新築住宅を申し込む場合には、落選優遇はありません。





単身向け住宅の申込書の記入例

※世帯向け住宅に申込みをされる方は16~17ページをご覧ください。

◎この記入例を参考にしてご記入ください。

(色刷り枠内のみにご記入ください。)

○希望する住宅の地区名、募集地区番号を記入してください。

ただし、募集地区番号と地区名が違った場合は、募集地区番号で受け付けします。

県営住宅入居申込書 (色刷り枠内のみ記入してください。)

神奈川県住宅営繕事務所長 殿 県営住宅の入居について、次のとおり申込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるなど、県営住宅の申込資格を有していないときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

カテゴリー	令和 年 月 日	C#	処理区分	受付番号
14:0		01	03 1	04 R0805
カテゴリー	氏名	募集地区番号	地区名	性別
2:0	氏名 (カタカナ) カナカワ イチロウ	285021	平戸D	36 ①男
カテゴリー	優遇資格のある方	単身の方	裁量世帯	定期借家
14:0	①新築の分地元	①高年齢者	①身体障害(級) 精神・知的障害	①子育て世帯
		②()	②()	②その他

○「裁量世帯」とは、月額額が公営住宅214,000円改良住宅139,000円まで申込みできる世帯です。該当するものを○で囲んでください。対象世帯は10ページを参照。

○該当するものを○で囲んでください。単身の方の申込資格は36~37ページを参照。

○1から6までのいずれかに該当し、落選優遇「5回連続(5年11月、6年5月、6年11月、7年5月、7年11月)で抽選により落選」の方は○で囲んでください。○をつけないと優遇の扱いは受けられません。38ページを参照。

※年間(推定)総収入金額欄は申込時に収入のある方は、全員記入してください。

カテゴリー	ID	氏名	続柄	生年月日	年齢	同居別居	職業(学校名)	年間(推定)総収入金額	年間所得金額	裁量世帯コード	
5:1	01	神奈川-郎	本人	340501	66		年金	2,500,000円	1,400,000円		
5:2	02										
5:2	03										
5:2	04										
5:2	05										
5:2	06										
カテゴリー	控除額	扶養親族	基礎振替	老人扶養	特定親族	障害	特別障害	寡婦	ひとり親	B 控除額計	A 年間所得計
14:0	0	1人 38万	1人 10万	1人 10万	1人 25万	1人 27万	1人 40万	1人 27万	1人 35万	100,000円	1,400,000円
		0人	10万人	10万人	25万人	27万人	40万人	27万	35万	100,000円	1,400,000円

$$\left(\begin{matrix} \text{A 年間所得計} & 1,400,000 \text{円} \\ - & \text{B 控除額計} & 100,000 \text{円} \end{matrix} \right) \div 12 = 108,333 \text{円}$$

○申込者の氏名(漢字)・生年月日・年齢・職業・収入を記入してください。

○ここに記入された住所に通知しますので正確に記入してください。
(郵便番号は7ケタでお願いします。)

連絡先電話番号 (連絡のつきやすい番号) も必ず記入してください。

カテゴリー 4.0 4.1 4.2 4.3	現住所(カタカナ)	郵便番号	231-8613	連絡先電話番号	1	090-XXXX-XXXX	2	045-201-XXXX
		市区町村名	ヨコハマシ	ナカク				
		町名・丁目・番地	ニホンオオト	オリ		3-3		
		方書(アパート・マンションなど)	イロハニアハ	ート		202		
婚約者・別居者の現住所				電話() - ()				
申込者勤務先 ※申込者に連絡先がない場合の代理人等		名称		電話() - ()		内線		

※必ず記入してください。

○住宅に困っている状況で該当するすべての番号に○をつけ、理由を記入してください。

36 ページ申込資格③住宅困窮理由を参照。

住宅に困っている状況 (該当するすべての事項を必ず記入してください。)

※2、4は必ず記入してください。

住宅に困っている状況	① 他の世帯と共同 (親子等は除く)	台所・便所・浴室 (共同世帯)	現在住んでいる住宅	① 県営住宅 (団地)
	② 部屋がせまい (1人平均4畳以下)	畳数10.5畳 (洋間も含む) ÷ 使用人数 1名 = 1人平均10.5畳		② UR (旧公団)、公社住宅
	③ 非住宅建物	建物の概要		③ 市町村営住宅
	④ 家賃が高い (1畳あたり3,000円以上)	月額45,000円 ÷ 畳数10.5畳 (洋間も含む) = 1畳あたり4,285円		④ 民間の賃貸住宅
	⑤ 結婚後の住居がない	婚姻届の予定 年 月		⑤ 社宅
	⑥ 正当な立退き要求を受けている	理由		⑥ 両親等と同居中
	⑦ 通勤時間に片道2時間以上かかる (通勤先までの経路)	片道通常 時間 分 経路 (乗り換え時間は10分とする)		
	⑧ 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯向け住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来	住宅の名称 () 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

○一畳あたりの計算は、1ヶ月の家賃金額 (共益費、駐車場費を除きます) を、居住部分 (居住部分は、主な和室、洋室とし、DKとLDK、台所、便所、浴室、洗面所などは除きます) を合計した畳数で割り算をしてください。

○該当する項目の番号を○で囲んでください。

○この金額の出し方は月収額の計算のしかた 54 ~ 61 ページをよく読んで間違いのないよう計算してください。月収額が公営住宅の場合 158,000 円 (裁量階層 214,000 円)、改良住宅の場合 114,000 円 (裁量階層 139,000 円) を超えた方は申込みできません。